

新型コロナウイルス感染症に対応した医療機関等への更なる支援

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関の安定的な経営を図るとともに、インフルエンザ流行期に備えた医療提供体制を確保する等のため、新型コロナウイルス感染症対策予備費等を活用して、次の①～③の観点から支援を実施。

① 新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関への支援



新型コロナ患者の病床・宿泊療養体制の整備

診療報酬の特例的な対応

重点医療機関の病床確保料の引上げ

医療資格者の労災給付の上乗せ支援

② インフルエンザ流行期への備え



救急・周産期・小児医療機関の支援

発熱外来診療体制確保支援

③ 地域医療の確保に必要な診療を継続する医療機関への支援



福祉医療機構の優遇融資の拡充等

必要な受診や健診・予防接種の呼びかけ

※このほか、PCR検査機器等の整備補助など検査体制の拡充等も実施

新型コロナウイルス感染症対策予備費による医療機関等への更なる支援(概要)

- 一次・二次補正による医療機関等支援(計1.78兆円)に加え、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関の安定的な経営を図るとともに、インフルエンザ流行期に備えた医療提供体制を確保するため、予備費を活用し、緊急的に更なる支援を行う。 1兆1,946億円

※ 医療機関に迅速に資金を交付するため、これまでの支援の追加措置である1及び2を除き、特例的に国が直接執行する。
※ このほか、PCR検査機器等の整備支援(43億円)などを実施。

1. 新型コロナウイルス感染症患者の病床・宿泊療養体制の整備

7,394億円

- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を増額し、10月以降分の病床や宿泊療養施設を確保するための経費を補助する。

2. 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる特定機能病院等の診療報酬・病床確保料の引上げ

1,690億円

- 新型コロナウイルス感染症患者の入院に係る診療報酬の更なる引上げを特例的に行う。また、緊急包括支援交付金を増額し、手厚い人員で対応する特定機能病院等である重点医療機関の病床確保料等を引き上げる。

3. インフルエンザ流行期への備え

① インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援

2,170億円

- ・ 都道府県の指定に基づき専ら発熱患者等を対象とした外来体制をとる医療機関について、体制確保のための補助を行う。また、発熱患者の電話による相談を受ける医療機関等に対して、相談に要する費用を補助する。

② インフルエンザ流行期に感染症疑い患者を受け入れる救急医療機関等の支援

682億円

- ・ 都道府県の登録に基づき発熱した救急患者等の新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れて診療を行う救急・周産期・小児医療機関に対する支援を行う。

4. 医療資格者の労災給付の上乗せを行う医療機関への補助

10億円

- 新型コロナウイルス感染症への対応を行う医療機関において、勤務する医療資格者が感染した際に労災給付の上乗せ補償を行う民間保険に加入した場合に、保険料の一部を補助する。

※ 現下の状況に対応した地域の医療提供体制を維持・確保するための取組み・支援については、感染状況や地域医療の実態等を踏まえ、類型ごとの医療機関等の経営状況等も把握し、そのあり方も含め、引き続き検討する。

(参考) その他の支援

① 医療機関の資金繰り支援等

○ 福祉医療機構の無利子・無担保融資等の拡充

- ・ 前年から一定以上減収している医療機関の貸付限度額及び無利子・無担保融資上限を引き上げる。

○ 地域経済活性化支援機構(REVIC)と福祉医療機構との連携・協力による事業再生支援

既存経費により対応

② 患者の受診促進

既存経費により対応

- ・ 必要な受診や健診・予防接種の促進の広報等を行う。

新型コロナウイルス感染症患者の病床・宿泊療養体制の整備 (10月以降分の病床や宿泊療養施設の確保)

内容

緊急包括支援交付金の増額 (予算額：7,394億円)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を増額し、10月以降分の病床や宿泊療養施設を確保するための経費を補助する。

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)
変更交付決定額一覧(第二次補正分) (8月5日)

		変更交付決定額	既交付決定額
01	北海道	825.2億円	129.3億円
02	青森県	147.2億円	32.4億円
03	岩手県	177.1億円	30.5億円
04	宮城県	212.2億円	51.8億円
05	秋田県	125.7億円	26.0億円
06	山形県	142.4億円	55.2億円
07	福島県	271.8億円	90.3億円
08	茨城県	250.5億円	66.1億円
09	栃木県	220.9億円	46.1億円
10	群馬県	314.9億円	40.0億円
11	埼玉県	977.9億円	168.2億円
12	千葉県	813.7億円	287.9億円
13	東京都	1,465.0億円	537.6億円
14	神奈川県	1,679.9億円	233.8億円
15	新潟県	274.9億円	55.1億円
16	富山県	155.9億円	40.9億円
17	石川県	211.3億円	41.8億円
18	福井県	118.0億円	20.1億円
19	山梨県	139.3億円	19.3億円
20	長野県	261.0億円	45.5億円
21	岐阜県	258.3億円	64.9億円
22	静岡県	293.6億円	81.1億円
23	愛知県	844.0億円	302.0億円
24	三重県	216.8億円	72.6億円

		変更交付決定額	既交付決定額
25	滋賀県	176.7億円	30.2億円
26	京都府	437.7億円	98.4億円
27	大阪府	1,687.6億円	330.0億円
28	兵庫県	742.6億円	169.9億円
29	奈良県	312.1億円	90.6億円
30	和歌山県	161.5億円	27.0億円
31	鳥取県	85.4億円	18.6億円
32	島根県	105.0億円	28.1億円
33	岡山県	274.2億円	42.5億円
34	広島県	262.5億円	65.6億円
35	山口県	171.7億円	36.0億円
36	徳島県	127.9億円	28.1億円
37	香川県	165.2億円	32.1億円
38	愛媛県	180.1億円	24.7億円
39	高知県	142.6億円	22.8億円
40	福岡県	507.1億円	120.0億円
41	佐賀県	100.0億円	22.4億円
42	長崎県	173.2億円	23.8億円
43	熊本県	239.7億円	61.5億円
44	大分県	195.2億円	30.2億円
45	宮崎県	144.5億円	34.9億円
46	鹿児島県	250.8億円	28.9億円
47	沖縄県	136.8億円	24.9億円
合計		17,177.8億円	3,929.5億円

病床確保及び宿泊療養については、各都道府県の執行計画の9月分までを対象としている。



10月以降分の予算を確保し、各都道府県における入院・宿泊療養の体制整備を推進

※既交付決定額は第一次補正予算により交付した金額となります

新型コロナウイルス感染症患者の受入に係る診療報酬の特例的な対応

- 新型コロナウイルス感染症入院患者の受入について、呼吸不全管理を要する中等症以上の患者に対する診療及び管理の実態等を踏まえ、特例的に以下の対応を行うこととする。

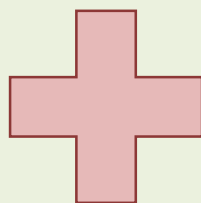
さらなる診療報酬上の対応

- 呼吸不全管理を要する中等症以上の新型コロナウイルス感染症入院患者に対する診療の評価の見直し

中等症の患者に対する診療・管理の実態

【重症化早期発見のために】

- ✓ 1日3回のバイタルチェック
- ✓ 一般血液、生化学、尿検査の実施
- ✓ 抗ウイルス薬投与の検討



「呼吸不全状態の中等症の患者」の場合

【敗血症・多臓器不全の併発を念頭に】

- ✓ 酸素療法の開始
- ✓ 動脈血液ガス分析・画像検査等の実施
- ✓ ステロイド薬等の投与を検討
- ✓ 人工呼吸への移行を考慮



中等症患者のうち、呼吸不全管理を要する中等症以上の新型コロナウイルス感染症患者について、**救急医療管理加算の5倍相当（4,750点）**を算定できることとする。

※ 現在は、中等症患者について、救急医療管理加算の3倍相当（2,850点）の算定が可能

新型コロナウイルス感染症の重点医療機関の体制整備 (特定機能病院等の病床確保料の更なる引上げ)

事業目的

緊急包括支援交付金の増額 (予算額：1,679億円)

重点医療機関（新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関）において、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ体制を確保するため、病床確保料を補助することにより、適切な医療提供体制を整備する。

拡充内容

- 緊急包括支援交付金を増額し、手厚い人員で対応する特定機能病院等である重点医療機関の病床確保料について、診療報酬の引上げに合わせるとともに、特定機能病院入院基本料等を踏まえて引き上げる。
 - ※ 特定機能病院と同程度に新型コロナの重症患者を受け入れている病院についても、特定機能病院と同様に病床確保料を引き上げる。
(ECMOによる治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関)
- 特定機能病院等以外の重点医療機関の病床確保料について、診療報酬の引上げに合わせて引き上げる。
 - ※ 4月1日に溯って適用

〔重点医療機関の病床確保料〕

病床の種別	補助基準額(二次補正)
ICU病床	301,000円
HCU病床	211,000円
その他病床	52,000円



〔重点医療機関である特定機能病院等〕

病床の種別	補助基準額(今回)
ICU病床	436,000円
HCU病床	211,000円
その他病床	74,000円

〔重点医療機関である一般病院〕

病床の種別	補助基準額(今回)
ICU病床	301,000円
HCU病床	211,000円
その他病床	71,000円

(重点医療機関: 都道府県が指定)



重点医療機関の
診療報酬収入

重点医療機関の
病床確保料を補助

医療資格者の労災給付の上乗せを行う医療機関への補助

(新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業)

事業目的

国による直接執行 (予算額：10億円)

新型コロナへの対応を行う医療機関において、勤務する医療資格者が感染した際に労災給付の上乗せ補償を行う民間保険に加入した場合に、保険料の一部を補助することにより、医療資格者の収入面の不安等を解消して離職防止等につなげ、新型コロナ対応医療機関の運営の安定を図る。

事業内容

新型コロナへの対応を行う医療機関において、勤務する医療資格者が感染した際に労災給付の上乗せ補償を行う民間保険に加入した場合に、保険料の一部を補助する。

〔対象医療機関〕 都道府県等の要請を受けて新型コロナへの対応を行う次の保険医療機関

- ① 重点医療機関、協力医療機関その他の都道府県が新型コロナ患者・疑い患者の入院受入れを割り当てた医療機関
- ② 帰国者・接触者外来、地域外来・検査センター、診療・検査医療機関（仮称）
- ③ 宿泊療養・自宅療養の新型コロナ患者に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者が勤務する医療機関（③の場合、補助対象は、当該フォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者）
- ④ 地域外来・検査センターに出務する医療資格者が勤務する医療機関（④の場合、補助対象は、地域外来・検査センターに出務する医療資格者）

※ 医療機関の事務の簡素化のため、国への補助金の申請や保険契約の申込等を委託することも可能。

〔対象者〕 勤務する医療資格者

〔補助基準額〕 年間の保険料の一部（2分の1）、1人あたり1,000円を上限

〔対象となる労災給付上乗せ補償保険〕

以下のアを満たす民間保険（ア及びイを満たすものを含む。）

※ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、契約を締結し、契約の始期があるもの。

ア 休業補償：被用者が業務において新型コロナウイルス感染症に罹患して休業し、労働基準監督署の労災認定を受けた場合に、労災給付の上乗せ補償を行う保険

イ 死亡補償又は障害補償：被用者が業務において新型コロナウイルス感染症に罹患して死亡し、又は障害が残り、労働基準監督署の労災認定を受けた場合に、死亡補償金又は障害補償金を給付する保険

インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援

事業目的

(予算額：2,170億円)

インフルエンザ流行期に備え、多数の発熱患者等が地域で適切に相談・診療・検査を受けられる体制を整備するため、都道府県の指定に基づき専ら発熱患者等を対象とした外来体制をとる医療機関に対する支援を行うなど、発熱外来診療体制の確保を図る。

事業内容

①インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業

国による直接執行

都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関（仮称）が発熱患者等専用の診察室を設けて発熱患者等を受け入れる体制をとった場合に、外来診療・検査体制確保に要する費用を補助する。

②インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業

国による直接執行

受診・相談センターからの依頼を受けて、当該センターの代理的機能として、地域の発熱患者等の土日祝日や夜間の電話相談業務を行う医療機関（都道府県の指定）に対して、電話相談業務の実施に必要な経費を補助する。

③新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業（受診・相談センターの拡充）

緊急包括支援交付金の増額

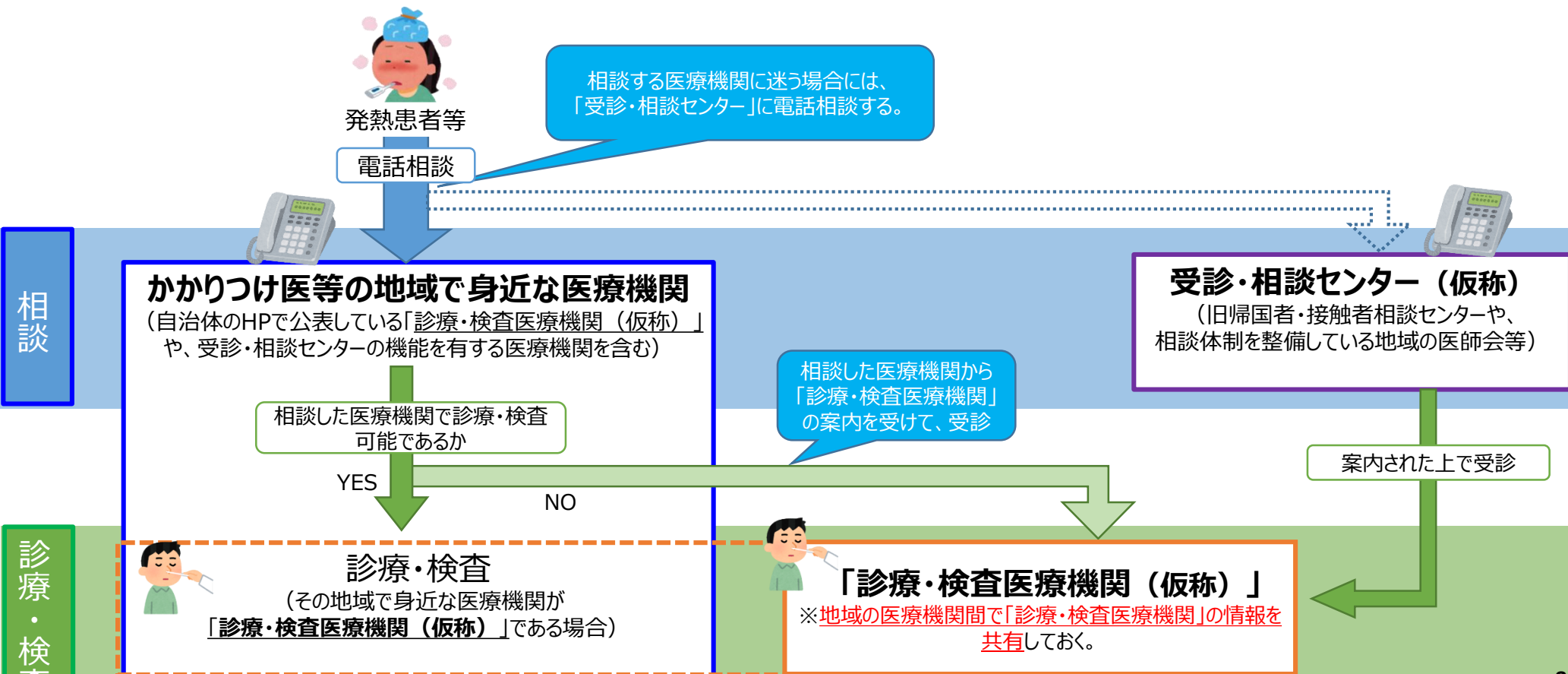
急に症状が悪化して夜間・休日に受診可能な医療機関を探す発熱患者等が相談する医療機関に迷った場合の相談先として、最寄りの適切な医療機関の案内や必要に応じて受診調整を行う受診・相談センターの設置に必要な経費を補助する。

<住民に対して周知すること>

- 発熱等の症状が生じた場合には、**まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に、電話相談**すること。
- 相談する医療機関に迷う場合には、**「受診・相談センター」に相談**すること。

<都道府県等や地域の医療関係者で整備すること>

- 発熱患者等から相談を受けた際に、適切な医療機関を速やかに案内できるよう、**「診療・検査医療機関」とその対応時間等を、地域の医療機関や「受診・相談センター」間で随時、情報共有**しておくこと。
- その上で、地域の医師会等とも協議・合意の上、**「診療・検査医療機関」を公表する場合は、自治体のホームページ等でその医療機関と対応可能時間等を公表する**等、患者が円滑に医療機関に受診できるよう更なる方策を講じること。



インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業

事業目的

国による直接執行 (予算額：2,068億円)

インフルエンザ流行期に備えて、多数の発熱患者等が地域の医療機関において適切に診療・検査を受けられる体制を整備することにより、感染症対策の強化を図る。

事業内容

都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関(仮称)が発熱患者等専用の診察室(時間的・空間的分離を行い、プレハブ・簡易テント・駐車場等で診療する場合を含む)を設けた上で、住民に周知し、又は地域の医療機関等と情報共有して、発熱患者等を受け入れる体制をとった場合に、外来診療・検査体制確保に要する費用を補助する。

〔補助基準額〕 $13,447円 \times (\text{発熱患者等の想定受診患者数} \times - \text{実際の発熱患者等の受診患者数})$

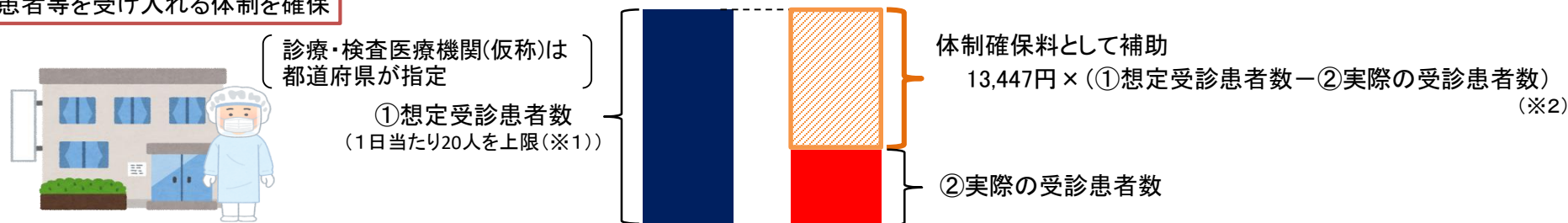
- ※ 1日あたり20人を上限として、20人/7時間(≒2.86人)に発熱外来体制を確保した時間数を乗じた人数
- ※ 自院のかかりつけ患者や自院に相談のあった患者のみを受け入れる場合は、1日あたり5人を上限として、5人/2時間(=2.5人)に発熱外来体制を確保した時間数を乗じた人数
- ※ 実際の発熱患者等の受診患者数が0人の月(令和2年9月、10月は除く)は補助額を1/2とする(過疎地域自立促進特別措置法の過疎地域の場合はこの限りでない)。

〔診療・検査医療機関(仮称)の周知〕医療機関名、診療・検査対象となる患者、診療・検査対応時間等について、診療・検査医療機関(仮称)の報告に基づき、以下のいずれかの方法で共有。

- ①都道府県が自治体のホームページで掲示
- ②都道府県が管内の保健所設置市・特別区、受診・相談センター、地域の医療機関等に連絡

※診療・検査医療機関(仮称)の指定期間中は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)及び新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)に必要な情報の入力を行うこと。

診療・検査医療機関(仮称)において
発熱患者等を受け入れる体制を確保



※1: 自院のかかりつけ患者等のみを受け入れる場合の上限は5人。 ※2: 実際の受診患者数が0人の月の補助額は1/2

インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業

事業目的

国による直接執行（予算額：35億円）

インフルエンザ流行期に備えて、多数の発熱患者等が適切に相談を受けられる電話相談体制を整備することにより、感染症対策の強化を図る。

事業内容

受診・相談センターからの依頼を受けて、当該センターの代理的機能として、地域の発熱患者等の土日祝日や夜間の電話相談業務を行う医療機関（都道府県の指定）に対して、電話相談業務に必要な経費を補助する。

※ 受診・相談センター1か所あたり、3医療機関までとすること。

〔補助基準額〕

100万円を上限として、電話相談業務に要する実費※を補助

※ 賃金、報酬、謝金、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

〔住民への周知〕

都道府県は、医療機関名、相談を受け付ける電話番号、相談対応時間等について、自治体のホームページや機関紙等に掲示する等により、住民に周知すること

〔相談対応〕

患者からの相談に対して、看護職員等が患者の症状や経過、感染者との接触歴、既往歴や持病の有無、かかりつけ医の有無等を聞き取った上で、適切な医療機関と適切な受診タイミングを案内するとともに、家庭内での感染対策や受診に当たっての留意事項等の指導を行える体制を整備していること。

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業 (受診・相談センターの拡充)

事業目的

緊急包括支援交付金の増額 (予算額：52億円)

受診・相談センターなど新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の設置について支援を行うことにより、公衆衛生の向上を図る。

事業内容

受診・相談センターなど新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口を設置する。

〔実施者〕

都道府県、保健所設置市、特別区

〔対象施設〕

- ・ 「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）に基づき設置された帰国者・接触者相談センター
- ・ 「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき設置された受診・相談センター
- ・ これに準じて今般の新型コロナウイルス感染症に対応するために新たに設置した相談窓口

〔対象経費〕

賃金、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 等

インフルエンザ流行期に感染症疑い患者を受け入れる救急医療機関等の支援

(インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業)

事業目的

国による直接執行

(予算額：682億円)

インフルエンザ流行期において発熱した救急患者等の増加が見込まれる中、発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる救急患者等（以下「新型コロナ疑い患者」という）の診療を行う救急・周産期・小児医療機関の感染拡大防止対策等に要する費用を補助することにより、インフルエンザ流行期に備えた医療提供体制の確保を図る。

事業内容

インフルエンザ流行期に備え、都道府県の登録に基づき発熱した救急患者等の新型コロナ疑い患者を受け入れて診療を行う救急・周産期・小児医療機関に対する支援を行う。

〔対象医療機関〕

新型コロナ疑い患者を診療する医療機関として都道府県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う保険医療機関

※ 救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院等

※ 都道府県が作成する「新型コロナウイルス感染症疑い患者を診療する医療機関」のリストに記載され、都道府県内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門及び消防機関にリストが共有されており、救急隊から新型コロナ疑い患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受け入れること。ただし、受入れ患者の入院加療が必要と判断された場合、受入れ医療機関の空床状況等から、必ずしも当該医療機関への入院を求めるものではなく、他院への転院搬送を行っても構わない。

※ 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)及び新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)に必要な情報の入力を行うこと。

〔補助基準額〕 以下の額を上限として実費を補助

- ・ 許可病床199床以下 1,000万円
- ・ 許可病床200床ごとに 200万円を追加
- ・ 新型コロナ患者入院受入割当医療機関※の場合は上限額に1,000万円を追加

※ 重点医療機関、協力医療機関その他の都道府県が新型コロナ患者・疑い患者の入院受入れを割り当てた医療機関

〔対象経費〕 令和2年9月15日から令和3年3月31日までにかかる感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用(従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く)

福祉医療機構の優遇融資の拡充 (貸付限度額、無利子枠、無担保枠の拡充)

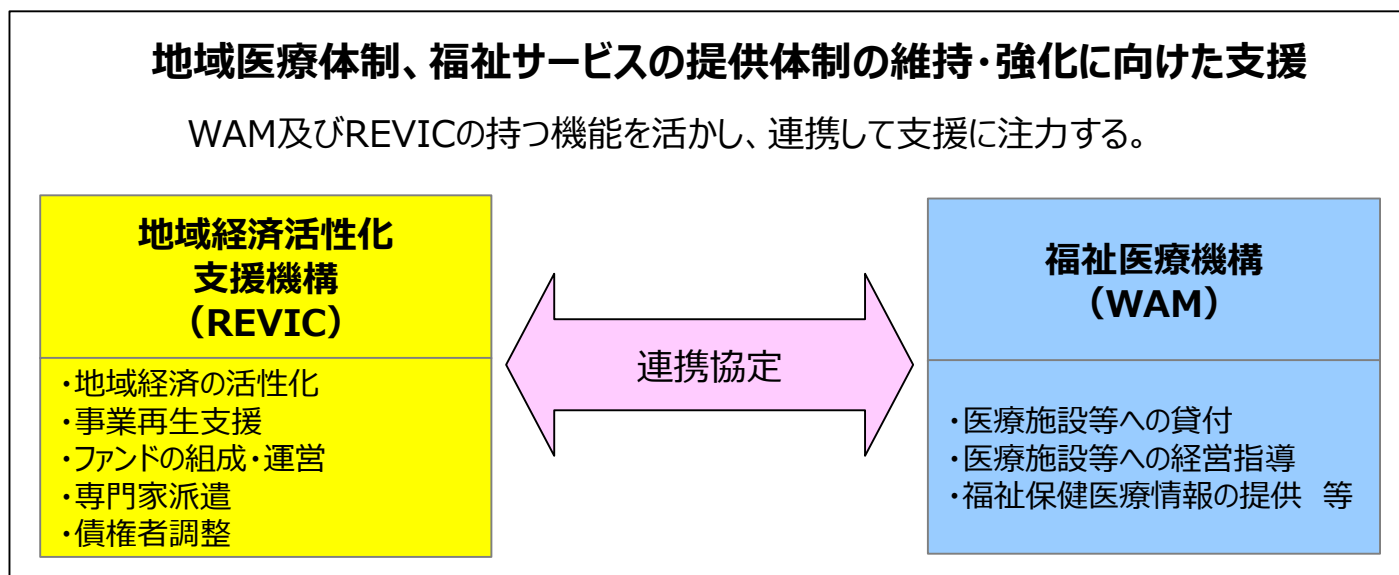
	(1)通常融資	(2)現行の優遇融資	(3)更なる拡充 ※一定以上の減収が生じている施設のみ (3)の対象とならない施設は、現行と同じ(2))
対象	・事業の継続に支障	・新型コロナ等により事業の継続に支障	○ 令和2年2月以降、 前年同月と比較し、医業収入が30%以上減少した月が1月以上ある施設
貸付限度額	・病院 貸付対象外 ・老健 1000万円 ・診療所 300万円	・ 「病院7.2億円、老健1億円、診療所4,000万円」 又は「当該医療機関等の前年同月からの減収の12か月分」の高い方	・ 「病院10億円、老健1億円、診療所5,000万円」 又は「当該医療機関等の前年同月からの減収の12か月分」の高い方
無利子枠	— (利子あり 0.802%)	当初5年間 ① コロナ対応を行う医療機関 ・ 「病院1億円、診療所4,000万円」 又は「当該医療機関の前年同月からの減収の2か月分」の高い方 ② 政策医療を担う医療機関 ・ 「病院1億円、診療所4,000万円」 又は「当該医療機関の前年同月からの減収の1か月分」の高い方 ※ 都道府県の医療計画に記載されている医療機関、在宅医療を実施している医療機関等 ③ ①・②以外の施設 ・ 病院、老健: 1億円 まで無利子 ・ 診療所: 4,000万円 まで無利子 6年目以降0.2%	当初5年間 ① コロナ対応を行う医療機関 ・ 「病院2億円、診療所5,000万円」 又は「当該医療機関の前年同月からの減収の2か月分」の高い方 ② 政策医療を担う医療機関 ・ 「病院2億円、診療所5,000万円」 又は「当該医療機関の前年同月からの減収の1か月分」の高い方 ※ 都道府県の医療計画に記載されている医療機関、在宅医療を実施している医療機関等 ③ ①・②以外の施設 ・ 病院: 2億円 まで無利子 ・ 診療所: 5,000万円 まで無利子 6年目以降0.2%
無担保枠	— (担保あり) ※ 利子あり 0.802%	① コロナ対応を行う医療機関 ・ 「病院3億円、診療所4,000万円」 又は「当該医療機関の前年同月からの減収の6か月分」の高い方 ② 政策医療を担う医療機関 ・ 「病院3億円、診療所4,000万円」 又は「当該医療機関の前年同月からの減収の3か月分」の高い方 ③ ①・②以外の施設 ・ 病院:3億円、老健:1億円、診療所:4,000万円	① コロナ対応を行う医療機関 ・ 「病院6億円、診療所5,000万円」 又は「当該医療機関の前年同月からの減収の6か月分」の高い方 ② 政策医療を担う医療機関 ・ 「病院6億円、診療所5,000万円」 又は「当該医療機関の前年同月からの減収の3か月分」の高い方 ③ ①・②以外の施設 ・ 病院:6億円、診療所:5,000万円
償還期間 (据置期間)	・3年(据置6か月)	・15年(据置5年)	・15年(据置5年)

※ 利率は9/1時点のもの

(独)福祉医療機構(WAM)及び地域経済活性化支援機構(REVIC)の連携による病院等経営支援

<WAMとREVICの連携について>

- 経営状況が厳しくなっている医療機関や福祉施設等に対して、WAM及びREVIC双方が連携・協力しながら、金融支援や経営支援を行うことを通じて、医療提供体制、福祉サービスの提供体制の維持・強化に向けた取組みを支援する。



必要な受診や健診・予防接種を呼びかける広報

新型コロナウイルス感染症への心配から受診や健診・予防接種を控え、健康への悪影響が懸念される状況を踏まえ、医療機関における感染防止の取組を周知するとともに、かかりつけ医・自治体に相談して、必要な受診や健診・予防接種を行うよう呼びかけ。

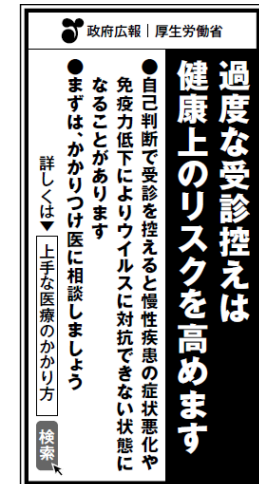
① 医療機関における感染防止対策の周知

- 日本医師会や日本歯科医師会の「みんなで安心マーク」により、医療機関の感染防止の取組への理解を促進。



② 患者への受診促進等の呼びかけ

- 政府広報（テレビ・新聞・インターネット等）により、医療機関の感染防止の取組を周知し、必要な受診や健診・予防接種を行うよう呼びかけ。
（詳しくは、「上手な医療のかかり方」のホームページを参照）



上手な医療のかかり方.jp

<https://kakarikata.mhlw.go.jp/>

③ 健診や予防接種の促進の広報

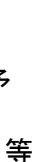
- 健診や予防接種の促進を図るため、厚生労働省ホームページにリーフレットを掲載し、地方自治体を通じて広報を実施。



○ 新型コロナウイルス感染症の事態長期化・次なる流行の波に対応するため、新型コロナ対応を行う医療機関に対する支援と併せて、その他の医療機関に対する支援を実施

一次補正での対応 → 医療提供体制整備等の緊急対策

- ① 新型コロナ緊急包括支援交付金の創設(国費1490億円)
 - ・ 診療報酬では対応が困難な、空床確保、宿泊療養の体制整備、応援医師等派遣などを支援
- ② 診療報酬の特例的な対応 (一次補正とは別途の措置)
 - ・ 重症の新型コロナ患者への一定の診療の評価を2倍に引き上げ
 - ・ 医療従事者に危険手当が支給されることを念頭に、人員配置に応じて診療報酬を引き上げ
 - ・ 一般の医療機関でも、新型コロナ疑い患者に感染予防策を講じた上で診療を行った場合に特例的な評価
- ③ マスク、ガウン、フェイスシールド、消毒用エタノール等の確保、医療機関への配布、人工呼吸器の輸入・国内増産による確保
- ④ 福祉医療機構の優遇融資の拡充
 - ・ 償還期間の更なる延長(10年→15年)
 (予備費(第二弾)で措置)
 - ・ 貸付限度額の引上げ(病院:貸付対象外→7.2億円、診療所300万円→4000万円)
 - ・ 無利子・無担保融資の創設(利子・担保あり→無利子枠:病院1億円、診療所4000万円、無担保枠:病院3億円、診療所4000万円) 等



二次補正での対応 → 事態長期化・次なる流行の波への対応

- ① **新型コロナ緊急包括支援交付金の増額及び対象拡大**(**全額国費**により措置) 16,279億円
 - ・ **既存の事業メニュー**について、事態長期化・次なる流行の波への対応として増額 3,000億円
※ このほか、一次補正の都道府県負担分(1,490億円)を国費で措置
 - ・ **新規の事業メニュー**として、以下の事業を追加 11,788億円
 - ① **重点医療機関(新型コロナ患者専用の病院や病棟を設定する医療機関)の病床確保等**
 - ② **患者と接する医療従事者等への慰労金の支給**
 - ③ **新型コロナ疑い患者受入れのための救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策**
 - ④ **医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援**
- ② **診療報酬の特例的な対応** (二次補正とは別途の措置)
 - ・ **重症・中等症の新型コロナ患者への診療の評価の見直し**(3倍に引き上げ)
 - ・ **重症・中等症の新型コロナ患者の範囲の見直し**(医学的な見地から引続き管理が必要な者を追加)等
- ③ マスク、ガウン、フェイスシールド、手袋等の確保、医療機関等への配布 4,379億円
※ この他、新型コロナウイルス感染症対策予備費により1,680億円を措置
- ④ **PCR等の検査体制のさらなる強化**
 - ・ **地域外来・検査センターの設置、研修推進、PCR・抗原検査の実施** 366億円
 - ・ PCR検査機器の整備、相談センターの強化 [新型コロナ緊急包括支援交付金の内数]
 - ・ 検査試薬・検査キットの確保 179億円
 - ・ 抗体検査による感染の実態把握 14億円 等
- ⑤ **福祉医療機構の優遇融資の拡充等** 貸付原資として1.27兆円を財政融資
 - ・ **貸付限度額の引上げ**
 - ・ **無利子・無担保融資の拡大**
 - ・ 6月の資金繰り対策としての**診療報酬の概算前払い**